

熊本県公報

号外 第 9 号
平成 31 年(2019 年)
3 月 22 日(金)
(毎週 火・金発行)

目 次

規 則	
○熊本県職員等の大学院等派遣研修費用の償還に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(人事課) 1
○熊本県職員等の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(") 1
○熊本県住民基本台帳法施行条例による本人確認情報の利用及び提供に係る事務等を定める規則の一部を改正する規則	(市町村課) 2
○熊本県立劇場条例施行規則の一部を改正する規則	(文化企画・世界遺産推進課) 2
○熊本県保健所条例施行規則の一部を改正する規則	(健康福祉政策課) 3
○熊本県少年保護育成条例施行規則の一部を改正する規則	(くらしの安全推進課) 4
○くまもと県民交流館条例施行規則の一部を改正する規則	(男女参画・協働推進課) 6
○熊本県立職業能力開発校規則の一部を改正する規則	(労働雇用創生課) 6
○熊本県職業能力開発校等で実施する職業訓練の基準等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(") 6
○熊本県建築基準法施行細則の一部を改正する規則	(建築課) 7

規 則

熊本県職員等の大学院等派遣研修費用の償還に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成 3 1 年 3 月 2 2 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第 2 号

熊本県職員等の大学院等派遣研修費用の償還に関する条例施行規則の一部を改正する規則
熊本県職員等の大学院等派遣研修費用の償還に関する条例施行規則（平成 1 9 年熊本県規則第 6 号の 2）の一部を次のように改正する。
第 3 条第 2 号中「第 1 0 4 条第 4 項第 2 号」を「第 1 0 4 条第 7 項第 2 号」に改める。

附 則
この規則は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県職員等の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成 3 1 年 3 月 2 2 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第 3 号

熊本県職員等の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則
熊本県職員等の旅費に関する条例施行規則（昭和 3 2 年熊本県規則第 5 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の 2 の次に次の 1 条を加える。
（帰住に係る旅費を支給する職員）

- 第 2 条の 3 条例第 3 条第 2 項第 4 号の規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。
- (1) 退職の日における在勤公署が次のアからオまでに掲げる公署のいずれかである職員
 - ア 御所浦駐在所
 - イ 御所浦小学校
 - ウ 御所浦中学校
 - エ 湯島小学校
 - オ 湯島中学校
 - (2) その他知事が必要と認める職員

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

熊本県住民基本台帳法施行条例による本人確認情報の利用及び提供に係る事務等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成31年3月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第4号

熊本県住民基本台帳法施行条例による本人確認情報の利用及び提供に係る事務等を定める規則の一部を改正する規則

熊本県住民基本台帳法施行条例による本人確認情報の利用及び提供に係る事務等を定める規則(平成21年熊本県規則第14号)の一部を次のように改正する。

第3条第5項中「別表第1の5の項」を「別表第1の8の項」に改め、「農地法」の次に「(昭和27年法律第229号)」を加え、同項を同条第8項とし、同条第4項中「別表第1の4の項」を「別表第1の6の項」に改め、同項を同条第6項とし、同項の次に次の1項を加える。

7 条例別表第1の7の項の規則で定める事務は、市町村の条例による学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校、同法第134条第1項に規定する各種学校その他これらに類する教育施設に進学し、又は進学する者に対する奨学資金の貸与を受けた者若しくはその保証人又はこれらの者の相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所を住所の確認とする。

第3条第3項中「別表第1の3の項」を「別表第1の5の項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「別表第1の2の項」を「別表第1の3の項」に、「次条第18項」を「次条第19項」に改め、同項を同条第3項とし、同項の次に次の1項を加える。

4 条例別表第1の4の項の規則で定める事務は、市町村の条例による地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第2条第2項の病院事業における使用料又は手数料を納めなければならない者若しくはその保証人又はこれらの者の相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認とする。

2 条例別表第1の2の項の規則で定める事務は、市町村の条例による公営住宅法(昭和26年法律第193号)第16条第1項に規定する公営住宅の家賃を納めなければならない者若しくはその保証人又はこれらの者の相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認とする。

第4条第1項中「第17項第3号ウ」を「第21項第3号ウ」に改め、同条第21項中「別表第2の21の項」を「別表第2の22の項」に改め、同項を同条第22項とし、同条第20項中「別表第2の20の項」を「別表第2の21の項」に改め、同項を同条第21項とし、同条第19項中「別表第2の19の項」を「別表第2の20の項」に改め、同項を同条第20項とし、同条第18項中「別表第2の18の項」を「別表第2の19の項」に改め、同項を同条第19項とし、同条第17項中「別表第2の17の項」を「別表第2の18の項」に改め、同項を同条第18項とし、同条第16項中「別表第2の16の項」を「別表第2の17の項」に改め、同項を同条第17項とし、同条第15項中「別表第2の15の項」を「別表第2の16の項」に改め、同項を同条第16項とし、同条第14項中「別表第2の14の項」を「別表第2の15の項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第13項の次に次の1項を加える。

14 条例別表第2の14の項の規則で定める事務は、熊本県病院事業の設置等に関する条例(昭和41年熊本県条例第48号)第10条第1項に規定する使用料又は手数料を納めなければならない者若しくはその連帯保証人又はこれらの者の相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認とする。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

熊本県立劇場条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成31年3月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第5号

熊本県立劇場条例施行規則の一部を改正する規則

第1条 熊本県立劇場条例施行規則(昭和57年熊本県規則第60号)の一部を次のように改正する。

別表第1 舞台設備の項中	「定式幕 パノラマ Horizont 幕	1枚につき	1, 190	」を
	「定式幕	1枚につき	1, 190	
	「テープレコーダー(デジタル)」を「録音機器」に、「テープレコーダー(オープン)」を「再生機器」に、			
	「テープレコーダー(カセット)	1台につき	600	」を
	コンバクトディスクプレーヤー	1台につき	1, 190	
	「テープレコーダー(カセット)	1台につき	600	」に改め、同表照明設備の項中

「ランプピンスポットライト(1キロワット)	1台につき	830
リモコンピンスポットライト(650ワット)	1台につき	600
パーライト(1キロワット)	1台につき	330
1台につき		330
1台につき		330

を

「パーライト(1キロワット)	
LEDスポット(カラー)	

に、「先玉 1台につき 1
元玉 1台につき 1

「ストロボフラ効果機械(虹効果機械(オ

「20」を「先玉 1台につき 120」に、

「20」		
「20」		

「ストロボフラッシュ 1台につき

「20」	1台につき	1,190
「20」	1台につき	1,190
「20」	1台につき	1,190

「ベース 1台につき 120
移動タワー 1台につき 600」を「ベー

「20」	1台につき	120
「20」	1台につき	600

第2条 熊本県立劇場条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表第1舞台設備の項中「1,190」を「1,210」に、「2,970」を「3,030」に、「1,780」を「1,810」に、「600」を「610」に、「470」を「480」に、「360」を「370」に、「17,830」を「18,160」に、「5,950」を「6,060」に、「3,570」を「3,640」に、「11,880」を「12,100」に、「2,380」を「2,420」に、「7,130」を「7,260」に、「4,750」を「4,840」に、「4,320」を「4,400」に、「330」を「340」に改め、同表楽器の項中「9,500」を「9,680」に、「7,130」を「7,260」に、「4,750」を「4,840」に、「1,780」を「1,810」に改め、同表音響設備の項中「7,130」を「7,260」に、「3,570」を「3,640」に、「1,780」を「1,810」に、「1,190」を「1,210」に、「2,380」を「2,420」に、「950」を「970」に、「830」を「850」に、「550」を「560」に、「600」を「610」に、「330」を「340」に改め、同表照明設備の項中「4,750」を「4,840」に、「3,570」を「3,640」に、「2,380」を「2,420」に、「1,190」を「1,210」に、「600」を「610」に、「360」を「370」に、「470」を「480」に、「330」を「340」に、「830」を「850」に、「35,640」を「36,300」に、「23,760」を「24,200」に、「11,880」を「12,100」に、「5,350」を「5,450」に、「6,530」を「6,650」に改め、同表その他の設備の項中「1,190」を「1,210」に、「600」を「610」に、「360」を「370」に、「11,880」を「12,100」に、「5,950」を「6,060」に改める。

- 附 則
- (施行期日)
- この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。
 - 附則第3項及び第5項の規定 公布の日
 - 第1条及び次項の規定 平成31年4月1日
 - 第2条及び附則第4項の規定 平成31年10月1日
 - (経過措置)
 - 第1条の規定による改正後の熊本県立劇場条例施行規則(以下「第1条新規則」という。)別表第1の規定は、前項第2号に掲げる規定の施行の日(以下「第1条施行日」という。)以後の使用に係る使用料について適用し、第1条施行日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。
 - 第1条新規則の使用料については、第1条施行日前においても、第1条新規則の使用料に関する規定の例により、第1条新規則に定める額を徴収することができる。
 - 第2条の規定による改正後の熊本県立劇場条例施行規則(以下「第2条新規則」という。)別表第1の規定は、附則第1項第3号に掲げる規定の施行の日(以下「第2条施行日」という。)以後の使用に係る使用料について適用し、第2条施行日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。
 - 第2条新規則の使用料については、第2条施行日前においても、第2条新規則の使用料に関する規定の例により、第2条新規則に定める額を徴収することができる。

熊本県保健所条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成31年3月22日
熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県保健所条例施行規則（昭和38年熊本県規則第20号）の一部を次のように改正する。

第4条ただし書中「100分の108」を「100分の110」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成31年10月1日から施行する。
- 2 改正後の第4条ただし書の規定は、この規則の施行の日以後に行われる依頼に対する診療に係る使用料について適用し、同日前に行われる依頼に対する診療に係る使用料については、なお従前の例による。

熊本県少年保護育成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第7号

熊本県少年保護育成条例施行規則の一部を改正する規則

熊本県少年保護育成条例施行規則（昭和46年熊本県規則第34号）の一部を次のように改正する。

第7条の2第1項中「第18条の3第6項」を「第18条の3第7項」に改め、同条第2項中「第18条の3第7項」を「第18条の3第8項」に改め、同条第3項、第4項及び第7項中「第18条の3第8項」を「第18条の3第9項」に改める。

別記第2号様式の4から別記第2号様式の8までの規定中「第18条の3第8項」を「第18条の3第9項」に改める。

別記第8号様式の2中「第18条の3第6項」を「第18条の3第7項」に改める。

別記第9号様式（裏）を次のように改める。

(裏)

熊本県少年保護育成条例(抜粋)

(立入調査)

第19条 知事の指定する職員又は警察官は、この条例を実施するため必要があると認めるときは、営業時間内に興行場その他の営業所内に立入調査を行い、又は関係者に質問し、若しくは資料の提出を求めることができる。

2 前項の規定による立入調査は、必要最小限度に行うべきであつて、関係者の正常な業務を妨げるようなことがあつてはならない。

3 第1項の規定により立入調査を行う職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者に提示しなければならない。

(罰則)

第21条

5 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金又は科料に処する。

(1)～(6) 略

(7) 第19条第1項の規定による立入調査、質問若しくは資料の提出を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して虚偽の陳述をした者

附 則

- この規則は、平成31年4月1日から施行する。
- この規則の施行の際現に改正前の熊本県少年保護育成条例施行規則の規定により提出されている申出書その他の書類は、改正後の熊本県少年保護育成条例施行規則の規定により提出された申出書その他の書類とみなす。

くまもと県民交流館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第8号

くまもと県民交流館条例施行規則の一部を改正する規則

くまもと県民交流館条例施行規則（平成14年熊本県規則第5号）の一部を次のように改正する。

別表第1映像設備の項中「2,700」を「2,750」に、「1,080」を「1,100」に、「1,190」を「1,210」に、「1,620」を「1,650」に、「1,940」を「1,980」に改め、同表音楽設備の項中「1,080」を「1,100」に、「540」を「550」に改める。

附 則

（施行期日）

- この規則は、平成31年10月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- この規則による改正後のくまもと県民交流館条例施行規則（以下「新規則」という。）別表第1の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に係る使用料について適用し、施行日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 新規則の使用料については、施行日前においても、新規則の使用料に関する規定の例により、新規則に定める額を徴収することができる。

熊本県立職業能力開発校規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第9号

熊本県立職業能力開発校規則の一部を改正する規則

熊本県立職業能力開発校規則（昭和44年熊本県規則第73号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中	「	ふりがな 氏 名	印	男・女	」	を	「	ふりがな 氏 名		」
	生年月日 (年齢)	年 月 日 ()			生年月日 (年齢)					

印
年 月 日 ()

に改める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

熊本県職業能力開発校等で実施する職業訓練の基準等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第10号

熊本県職業能力開発校等で実施する職業訓練の基準等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

熊本県職業能力開発校等で実施する職業訓練の基準等に関する条例施行規則（平成25年熊本県規則第35号）の一部を次のように改正する。

別表第1中	「	系基礎実技	を	「	系基礎実技	に改める。
	ア	測定基本実習		ア	測定基本実習	
	イ	機械操作基本実習		イ	工作基本実習	
	エ	安全衛生作業法		ウ	安全衛生作業法	

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

熊本県建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成31年3月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第11号

熊本県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

熊本県建築基準法施行細則（昭和54年熊本県規則第37号）の一部を次のように改正する。

第3条第3号中「第87条の2」を「第87条の4」に改める。

第5条第1項中「第67条の3第9項第2号」を「第67条第9項第2号」に改める。

第5条の2第1項及び第21条中「第87条の2」を「第87条の4」に改める。

附 則

この規則は、公布の日又は建築基準法の一部を改正する法律（平成30年法律第67号）の施行の日のいずれか遅い日から施行する。